

2013年10月21日
みずほコーポレート銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—中国（上海）自由貿易試験区関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第283号）

国務院各部門、 自由貿易試験区で産業政策を調整 総体案の規制緩和措置を具体化

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国務院の各部門が、中国（上海）自由貿易試験区（以下「上海自由貿易区」という）における産業政策の調整を相次いで発表しています。各部門の通達には、『中国（上海）自由貿易試験区総体案』（国発[2013]38号、以下『総体案』という）を具体化する形で、規制緩和や市場開放に関する政策を盛り込んでいます。

『総体案』公布後に国務院の各部門が正式発表した文書は以下のとおりです。

- ① 交通運輸部、上海市人民政府『「中国（上海）自由貿易試験区総体案」を具体化し上海国際航空センターの建設を加速させることに関する実施意見』（交水発[2013]584号、2013年9月27日）
- ② 文化部『中国（上海）自由貿易試験区における文化市場管理政策の実施に関する通達』（文市発[2013]47号、2013年9月29日）
- ③ 中国銀行業監督管理委員会『中国（上海）自由貿易試験区における銀行業監督管理に関連する問題についての通達』（銀監発[2013]40号、2013年9月28日）
- ④ 国家工商行政管理総局『「国家工商行政管理総局による中国（上海）自由貿易試験区建設の支持に関する若干意見」の印刷・配布に関する通達』（工商外企字[2013]147号、2013年9月26日）
- ⑤ 国家工商行政管理総局『中国（上海）自由貿易試験区における新しい営業許可証の試行方案に同意することに関する承認回答』（工商外企字[2013]148号、2013年9月26日）

このうち④と⑤は、すでに『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第281号にて解説しています¹。
本稿では、①②③の各通達（以下、それぞれ「通達①」「通達②」「通達③」という）に示された政策内

¹ 『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第281号は、以下のURLよりダウンロードできます。

⇒ http://www.mizuhobank.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.281.pdf

容を紹介します。

□ 航運産業：航運センターの地位確立を目指す

貿易構造の転換・高度化と航運サービス水準の向上は、上海自由貿易区の基本方針の一つです。上海市は2020年までに上海を国際航運の中心地とすることを旨とする「上海国際航運センター」構想を推進しており、通達①はこれも踏まえて上海自由貿易区における航運業界の市場開放と産業発展に関する意見を提示しています。

- ✓ 外資比率49%を超える中外合弁の国際船舶運輸企業の設立を許可（管理弁法を別途制定）
- ✓ 外商独資企業による国際船舶管理業務への参入を許可（管理弁法を別途制定）
- ✓ 中国資本の航運会社が有する非中国籍の国際航行船舶による、国内開放港と上海港を結ぶ輸送業務への参入を許可
- ✓ 積出港における輸出税還付政策の試行範囲を拡大
- ✓ 航運サービス業の発展を促進（海事金融、船舶運輸、船舶管理、海運ブローカー、船舶リース、船員管理、航運情報、船舶ファイナンス、船舶保険、海事仲裁等）

このほか、通達①は国際船舶登記制度の革新、航運発展持分ファンドへの支持、航運人材の育成、定期客船産業の発展、港湾インフラ建設等の方針を盛り込んでおり、国際競争力を有する航運システム、航運発展モデルの構築を進めていく構えです。

□ 文化産業：文化部門への申請が必要

『総体方案』は、サービス業6分野18業種について規制緩和・市場開放を行い、文化関連では上海自由貿易区におけるゲーム機・アミューズメント機器の生産と国内販売を開放したほか、外資独資による公演マネジメント会社や娯楽施設の設立も可能としました。公演マネジメント会社については、上海市全域で公演活動等のサービスを展開することができます（付属文書）。

文化部が公布した通達②は、公演マネジメントの合弁・独資企業を設立する場合、上海市の文化主管部門（上海市文化・ラジオ・映画・テレビ管理局）に申請を提出しなければならず、公演施設の合弁・独資企業を設立する場合は、営業許可証の取得後20日以内に、消防・衛生部門の批准文書と合わせて上海市の文化主管部門に届出を行わなければならないとしています（通達②第1条）。公演マネジメント会社や公演施設が営業性の公演活動を行う場合、やはり上海市の文化主管部門に申請を提出する必要があります。また、娯楽施設の合弁・独資企業の設立は、『娯楽場所管理条例』（国务院令第458号）や『娯楽場所管理弁法』（文化部令第55号）が要求する条件を満たした上で、上海市の文化主管部門に申請を

【図表】コンテナ取扱量ランキング

(2012年)

順位	港湾名	取扱量(千TEU)
1	上海	32,575
2	シンガポール	31,649
3	香港	23,100
4	深圳	22,941
5	釜山	17,023
6	寧波	16,830
7	広州	14,744
8	青島	14,502
9	ドバイ	13,280
10	天津	12,289

(出所：国土交通省、Containerisation International)

提出します（通達②第2条）。

一方、ゲーム機・アミューズメント機器を国内販売する場合は、「内容審査」を受ける必要があります（通達②第3条）。その申請は上海市の文化主管部門に提出し、文化主管部門は20日以内に審査を終了させます。審査を通過した場合、文化部よりその旨が公示されます。

□ 金融業：ファイナンスリース等の発展を支持

上海自由貿易区の注目政策の一つが金融制度の革新です。『総体方案』は、銀行業と保険業、ファイナンスリース業について具体的な規制緩和策を規定。これに基づき、中国銀行業監督管理委員会は通達③において8つの意見を提示しました。

1. 国資本銀行による区内参入の支持：支店新設や既存拠点の格上げを年度計画制限の対象外に
2. ノンバンクによる区内参入の支持：企業集団の財務公司、オートリース会社、消費者金融、ファイナンスリース会社等
3. 外資銀行による区内参入の支持：支店開設や人民元業務開始に係る年限要求を短縮へ
4. 民間資本による区内金融業への参入支持：民営と外資による合弁銀行も可能に
5. クロスボーダーの金融サービスの奨励
6. 中国資本銀行によるオフショア業務の展開
7. 審査の簡素化：高級管理人員や一部業務の批准を事後報告制に（分行級より格下の区内銀行分支機構）
8. 監督管理サービス体系の整備

このうち3. 4. 6. は『総体方案』に盛り込まれていたものです。この8つの意見を受け、中国国有銀行や外資系銀行による上海自由貿易区への新規出店や既存拠点の格上げが相次いでいます。

ファイナンスリースは、上海自由貿易区で最も恩恵を受ける業種の一つとなりそうです。『総体方案』は、①区内に設立する航空機1機、船舶1隻の子会社に最低資本金額の制限を設けないこと、②ファイナンスリース会社によるファクタリング業務の兼業を許可すること、を盛り込んでいます（付属文書）。さらに、区内のファイナンスリース会社を輸出税還付の試行範囲に組み入れるほか、区内に登録した国内リース会社が積載重量25t以上の航空機を輸入して国内の航空会社にリースする場合、輸入増値税の優遇政策を適用することも明記しています（『総体方案』第3条第2項）。

*

通達①②③の詳細については、4ページからの日本語仮訳および13ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほコーポレート銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

(日本語仮訳)

交通運輸部、上海市人民政府
交水発[2013]584号
『中国（上海）自由貿易試験区総体方案』を具体化し
上海国際航運センターの建設を加速させることに関する実施意見

各関連単位：

国務院が発布した『中国（上海）自由貿易試験区総体方案』を深く貫徹して具体化し、上海国際航運センター建設の推進をさらに加速するため、交通運輸部および上海市人民政府は合同して本実施意見を制定する。

1、総体要求

中国（上海）自由貿易試験区および上海国際航運センターの建設推進は、わが国の戦略的必要および任務である。中国（上海）自由貿易試験区の建設を契機として、上海国際航運センター建設の推進を加速し、さらに改革を深化させ、開放を拡大し、先行実施を堅持し、国際航運の拡張を豊富にして総合試験区の中身を発展させ、2～3年の改革試験を経て、国際競争力を有する航運発展制度およびモデルの革新を模索し、複製可能で普及可能な経験を形成し、革新エンジン、模範牽引の役割をさらに良く発揮し、上海国際航運センターのレベルアップ・発展を強力に推し進める必要がある。

2、重点任务

(1) 開放水準の拡大。

1. 外商投資国際船舶運輸の持分比率制限を緩和する。外商が中国（上海）自由貿易試験区で49%の投資比率を超えて中外合弁経営企業もしくは中外合作経営企業を設立し、国際船舶運輸業務を經營することを許可する。船舶登記主体の外商出資比率で50%の制限を突破し、関連法律・法規およびその他の関連規定に基づき船舶登記業務を行うことを許可する。香港・マカオ・台湾の商人はこれを参照して執行する。関連管理試行弁法は別途制定する。
2. 外商投資独資企業が国際船舶管理業務に従事することを許可する。外商は中国（上海）自由貿易試験区で投資して独資企業を設立し、国際船舶管理業務を經營することができる。香港・マカオ・台湾の商人はこれを参照して執行する。関連管理試行弁法は別途制定する。
3. 金融、貿易等の領域の拡大開放と融合させる。中国（上海）自由貿易試験区の金融、貿易等の領域における開放政策と革新手法を十分に利用し、関連産業の融合的発展、革新的発展を

遂行し、航運金融、保険、取引、コンサルティング、海事仲裁、港湾物流等の現代航運サービス業の発展に力を入れる。

4. 中国（上海）自由貿易試験区の範囲内で、航運領域の外商投資参入ネガティブリスト管理モデルの構築を模索し、航運サービス業の対外開放をさらに拡大させる。航運領域の政策および制度の革新措置を絶えず模索し、上海国際航運センターの「先行実施」の役割を十分に発揮させ、上海国際航運センターの総合競争力をさらに向上させる。

(2) 航運政策の革新

5. 複数港区の連動メカニズムを革新する。外高橋港区、洋山深水港区、浦東空港国際ターミナル港の連動的役割を積極的に発揮し、国際競争力を有する航運発展制度およびオペレーションモデルの形成を模索する。
6. 沿海国内運輸の試行政策を実施する。中継集配業務の発展を推し進め、中国資本航運会社が自己所有もしくは持分支配する非中国籍国際航行船舶を利用して、対外貿易輸出入コンテナの国内開放港湾と上海港との間（上海港を中継港とする）での国内運輸業務を先行実施することを許可する。
7. 国際船舶登記制度を革新する。上海の地域的な優位を十分に発揮し、中国資本の「置籍便宜船」の税制優遇政策を利用し、条件に合致する船舶による上海を母港とした登記を促進する。
「中国洋山港」船舶登記政策の基礎の上に、機敏で高効率な国際船舶登記制度の構築かつ実施を研究して推し進め、国際船舶運輸経営許可手順を簡素化し、登記主体、船齢範囲等の登記条件を適度に緩和し、船員配備、登記種類、登記費用徴収、船舶航行区域等の登記内容を完備化し、船舶のオペレーション、検査と登記業務の関連手順を最適化し、条件に合致する船舶による上海での登記を促進する。
8. 積出港税還付政策の試行範囲拡大を支持する。現有の試行港湾および運輸企業の基礎の上に、積極性が高く、信用が良い港湾および運輸企業による試行加入をさらに増加させ、政策効果を拡大し、長江の黄金水道としての役割を十分に発揮させ、上海港の輻射サービス能力を増強させる。

(3) センター機能の拡張

9. 国際航運取引の発展推進を加速させる。航運運賃指数派生商品取引業務の発展を加速させる。監督管理制度を完備化し、航運金融リスクを防止し、運賃先物の監督管理を強化する。上海

が中国の輸入した乾貨物、原油等のコモディティのバルク運賃指数の編成および発布業務を展開することを支持する。船舶取引情報の統計報告制度を制定し、上海で船舶取引情報プラットフォームを構築し、船舶取引情報サービスを提供することを支持する。

10. 航運発展ファンドを完善化する。市場の誘導および政府の推進を結合させた航運発展持分ファンドの設立を支持し、発起人が持分ファンド会社を設立することを許可する。航運発展持分ファンドに関連する船舶解体資金、特許航運経営権等の政策と結合させて使用し、輸送能力構造の調整、所有権と経営権の分離、航運企業の規模化と専門化発展等の領域で重点的に用いることを支持する。
11. 航運人材、教育、科学研究の発展を加速させる。上海高級国際航運学院の発展を支持し、国際化、開放型、サービス型のハイエンド航運人材の育成基地を建設する。上海国際航運研究センター、上海国際航運情報センターの建設および発展を支持し、国際影響力を有する航運コンサルティング機構を作り上げる。上海が港湾管理委員会弁公室、上海国際航運センター発展促進会を組織して関連研究を展開することを支持する。

(4) サービス水準の向上

12. 現代航運サービス機能プラットフォームの建設を加速させる。航運金融、国際船舶運輸、国際船舶管理、国際航運ブローカー、国際船舶リース、国際船員管理等の産業を積極的に発展させ、関連促進政策を研究し、長期に効果的な推進メカニズムの構築を模索する。船舶の要素を呼び込んで集積させ、航運情報、船舶融資、船舶保険、海事仲裁等の航運サービス業の発展を牽引し、上海航運市場の総合サービス機能を増強する。
13. 定期客船産業経済の発展を奨励する。定期客船発展ファンドの創設を支持し、わが国の定期客船隊の発展を促進し、航運金融、保険業の発展を牽引する。中国資本の便宜置籍定期客船が批准を経て大陸沿岸から香港・マカオ・台湾の定期客船運輸に従事することを支持する。外国籍のチャーター定期客船が批准を経た後、複数回にわたって両岸定期客船業務を経営することを許可する。中国資本の便宜置籍定期客船が上海を母港とする両岸4地の定期客船運輸業務に従事することを奨励する。上海による定期客船用母港の建設を支持し、上海に中外合併の定期客船会社を設立して定期客船業務を拡張することを奨励する。
14. 「ソフトパワー」を堅実に遂行し、国際影響力を向上させる。体制メカニズムの革新を模索し、関連政策との協調を強化し、堅実にしっかりと遂行し、上海国際航運センターによる国際航運規則および標準制定、市場規制、情報コンサルティングサービス等の領域における能力および水準を向上させ、国際市場での影響力を向上させることに注力する。国内外の航運

組織、関連協会、サービス機構およびプラットフォームを呼び込んで上海に入居することを奨励する。上海中国航海博物館の等級を向上させ、文物収集および文化交流等の業務を展開することを支持する。

(5) インフラ建設の強化

15. 港湾インフラ設備建設を積極的に、秩序立てて推進する。洋山深水港第4期工事の建設推進を加速し、洋山港の日々増加する運輸量の需要を満足させる。鉄道（滬通鉄道、滬乍鉄道等を含む）、内陸河川コンテナ輸送インフラ施設の前期業務および建設を加速させる。上海港海上—鉄道連携輸送、バスでの直接積換等の集配運輸能力を向上させる。バスの建設を秩序立てて推進し、上海港のバスの構造的問題を緩和させ、埠頭機能配置を最適化する。長江河口の深水航路浚渫土砂の総合利用を強化し、上海国際航運センターの発展にさらに良く奉仕する。
16. 港湾集配運輸構造および機能の最適化を誘導する。内陸河川、長江水運の優位を発揮させ、総合運輸体系の建設を推進し、外高橋、洋山両港の連動を強化し、水上運輸の規模および効率を向上させ、港湾バスでの直接積換比率を向上させ、上海港の持続可能な発展を促進する。長江・海上直通運輸の船種標準、管理標準および費用徴収標準の研究を支持し、長江・海上直通運輸のコストを引き下げ、長江・海上直通船舶の普及応用を奨励する。
17. 安全グリーンな航運の発展推進を加速させる。平和な海上区域を構築し、上海港区および周辺海域の海上における生命、財産、環境救助能力および船舶汚染防止能力の向上に注力する。通航水域の重要な橋梁の衝突防止施設の建設を強化し、重要な通路の安全、スムーズな通行を保障する。真剣に「太陽引航」を組織実施し、海から長江に入る国内貿易船舶の強制引航を徐々に取り消す。関連技術規範および標準を制定および完備化し、内陸河川の天然液化ガス燃料動力船舶の普及応用を共同促進する。
18. 国際海運市場の監督管理メカニズムを強化および完備化する。上海航運取引所に授権して、国際、国内および海峡兩岸の航運市場のコンテナ船会社、非船舶運行業者（NVOCC）による運賃届出受理業務を担い、合わせて関連部門による届出運賃に対する検査、監督の実施に協力および援助する。船主、港湾等の関連業界団体の業界自律面における役割をさらに発揮させる。

(6) 組織保障

交通運輸部および上海市人民政府の各関連部門は、各自の職責に基づき、密接に協力し、相互に

支持し、協力を形成し、中国（上海）自由貿易試験区総体方案の国際航運領域の政策の具体化を適切に遂行する。各関連部門は、本実施意見が確定する目標、任務に基づき、実際と結び付けて急ぎ具体的な実施方案を制定し、各任務目標の完成を確保すること。

交通運輸水運局、上海市都市農村建設交通委員会は、関連業務任務の取りまとめ・連絡に具体的な責任を負い、政策の実施過程に発生した新状況、新問題を追跡研究し、連絡と任務推進業務を遂行すること。

中華人民共和國交通運輸部

上海市人民政府

2013年9月27日

(日本語仮訳)

文化部
文市発[2013]47号
中国（上海）自由貿易試験区における文化市場管理政策の実施に関する通達

上海市文化・ラジオ・映画・テレビ管理局：

『国務院による中国（上海）自由貿易試験区総体方案の印刷・配布に関する通達』（国発[2013]38号）の関連規定を貫徹して具体化するため、ここに中国（上海）自由貿易試験区における文化市場管理に関連する政策を以下のように調整する。

- 1、試験区内に設立した外資経営の公演マネジメント機構、公演場所経営単位が、上海市のためにサービスを提供することを許可する。
 - (1) 試験区内に合併、合作、独資経営の公演マネジメント機構を設立する場合、上海市文化主管部門に申請を提出しなければならない。上海市文化主管部門は、申請を受け取った日から20日以内に決定を下す。
 - (2) 試験区内に合併、合作、独資経営の公演場所経営単位を設立する場合、工商営業許可証を受領した日から20日以内に、上述の許可証および消防、衛生部門の批准文書を持参して、上海市文化主管部門に届出し、公演場所経営単位届出証明を受領しなければならない。
 - (3) 合併、合作、独資経営の公演マネジメント機構が、上海市内で営業性公演活動を主催する場合、上海市文化主管部門に申請を提出しなければならない。国内文芸上演団体もしくは出演者が参加する営業性公演の主催は、申請を受理した日から3日以内に決定を下す。涉外もしくは香港・マカオ・台湾に係わる営業性公演の主催は、申請を受理した日から20日以内に決定を下す。
 - (4) 合併、合作、独資経営の公演場所経営単位が、当該場所内で主催する営業性公演活動は、上海市文化主管部門に申請を提出しなければならない。国内文芸上演団体もしくは出演者が参加する営業性公演の主催は、申請を受理した日から3日以内に決定を下す。涉外もしくは香港・マカオ・台湾に係わる営業性公演の主催は、申請を受理した日から20日以内に決定を下す。

- 2、試験区内で外資経営の娯楽施設を設立することを許可する。

試験区内で合併、合作、独資経営の娯楽場所を設立する場合、『娯楽施設管理条例』、『娯楽施設管

理弁法』等の法規・規則が規定する設立条件に合致し、上海市文化主管部門に申請を提出しなければならない。上海市文化主管部門は、申請を受理した日から 20 日以内に決定を下す。

3、外資企業が試験区内でゲーム・アミューズメント設備の生産および販売に従事することを許可し、文化主管部門の内容審査に通過したゲーム・アミューズメント設備を国内市場に向けて販売することができる。

(1) 試験区内で登録した外資企業が、国内でその生産したゲーム・アミューズメント設備を販売する場合、上海市文化主管部門に内容審査の申請を提出しなければならない。上海市文化主管部門は、申請を受理した日から 20 日以内に決定を下し、内容審査を通過した場合、文化部に報告して届出し、合わせて公示する。

(2) 国内に向けて販売するゲーム・アミューズメント設備は、『娛樂場所管理條例』第 13 条が禁止する内容を含んではならず、ゲーム・アミューズメント設備の外観、内容、ゲーム説明方法はわが国の通用文字を使用しなければならない。

(3) 文化部に報告して届出・公布する内容は、ゲーム・アミューズメント設備の内容審査批准文書、生産企業名称、設備名称、基本機能およびゲーム規則、設備外観を反映することができる写真等の基本情報を含まなければならない。

4、本通知が調整する行政審査・批准事項は、試験区内に投資、設立する企業の香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾地区の投資家および国外に居住する中国公民に適用する。

ここに特に通知する。

文化部

2013 年 9 月 29 日

(日本語仮訳)

**中国銀行業監督管理委員会
銀監発[2013]40号**

中国（上海）自由貿易試験区における銀行業監督管理に関連する問題についての通達

各銀行業監督管理局、各政策性銀行・国有商業銀行・株式制商業銀行、金融資産管理会社、郵政貯蓄銀行、銀行業監督管理委員会が直接監督管理する信託会社・企業集団財務公司・金融リース会社：

党中央、国務院による中国（上海）自由貿易試験区に関する決定に基づき、国務院の同意を経て、ここに自由貿易区内の銀行業監督管理に関連する問題について以下のように通知する。

- 1、中国資本の銀行が区域に参入して発展することを支持する。全国性中国資本商業銀行、政策性銀行、上海当地の銀行が区内に分行もしくは専門営業機構を新設することを許可する。区内の現有の銀行拠点を分行もしくは支行に昇格させることを許可する。区内に増設もしくは昇格した銀行分支機構は、年度の新増拠点計画の制限を受けない。
- 2、区内でノンバンクの金融会社を設立することを支持する。区内で条件に合致する大型企業集団が企業集団財務公司を設立することを支持する。条件に合致する発起人が区内に自動車金融会社、消費金融会社を申請・設立することを支持する。上海轄内の信託会社が区内に移転して発展することを支持する。全国性金融資産管理会社が区内に分公司を設立することを支持する。金融リース会社が区内に専業の子会社を設立することを支持する。
- 3、外資銀行が区域に参入して経営することを支持する。条件に合致する外資銀行が区内に子行、分行、専門営業機構および中外合弁銀行を設立することを支持する。区内の外資銀行の支行を分行に昇格させることを許可する。区内の外資銀行代表処を分行に昇格させる、および外資銀行の分行が人民元業務に従事する年限要求を適度に短縮することを研究・推進する。
- 4、民間資本が区内の銀行業に参入することを支持する。条件に合致する民営資本が区内に自らリスクを担う民営銀行、金融リース会社および消費金融会社等の金融機関を設立することを支持する。条件に合致する民営資本が中国、外資の金融機構と株式参加して区内に中外合弁銀行を設立することを支持する。
- 5、クロスボーダー投融資サービスの展開を奨励する。区内の銀行業金融機関がクロスボーダー融資業務を発展させることを支持し、コモディティ商品のトレードファイナンス、サプライチェーン・トレードファイナンス、オフショア船舶融資、現代サービス業への金融サポート、国外担保・国内貸付、商業手形等を含むがこれらに限らない。区内の銀行業金融機関がクロスボーダー投資金融サービスを推進させることを支持し、クロスボーダーM&A貸付およびプロジェクト貸付、国

内担保・国外貸付、クロスボーダー資産管理および財産管理業務、不動産信託投資ファンド等を含むがこれらに限らない。

- 6、区内のオフショア業務の展開を支持する。条件に合致する中国資本銀行が区内でオフショア業務を展開することを許可する。
- 7、参入方式を簡素化する。区内の銀行の分行級以下（分行を含まない）の機構、高級管理職と一部業務の参入事項を事前審査・批准から事後報告に改める。区内の銀行業参入事項におけるグリーン快速通路を設立し、参入事項の期限内手続制度を確立し、参入効率を向上させる。
- 8、監督管理サービス体系を完善化する。区内の銀行業務の実際に合致し、相対的に独立した銀行業監督管理体制の構築を模索することを支持し、市場に寄り添って監督管理サービスを提供し、リスクを効果的に防止する。健全な区内の銀行業の特色あるモニタリング報告表体系を構築し、区内の銀行業にリスク特性に合致するモニタリング・コントロール指標の完善化を模索する。預貸比率、流動性等の指標の計算規格と監督管理要求を最適化し調整する。

2013年9月28日

(中国語原文)

交通运输部、上海市人民政府
交水发〔2013〕584号
关于落实《中国（上海）自由贸易试验区总体方案》
加快推进上海国际航运中心建设的实施意见

各有关单位：

为深入贯彻落实国务院发布的《中国（上海）自由贸易试验区总体方案》，进一步加快推进上海国际航运中心建设，交通运输部和上海市人民政府联合制定本实施意见。

一、总体要求

推进中国（上海）自由贸易试验区和上海国际航运中心建设是我国战略需要和任务。要以中国（上海）自由贸易试验区建设为契机，加快推进上海国际航运中心建设，进一步深化改革，扩大开放，坚持先行先试，丰富拓展国际航运发展综合试验区内涵，经过2-3年的改革试验，探索创新具有国际竞争力的航运发展制度和模式，形成可复制、可推广的经验，更好地发挥创新驱动、示范带动作用，有力地推动上海国际航运中心升级发展。

二、重点任务

（一）扩大开放水平。

1. 放宽外商投资国际船舶运输的股比限制。允许外商在中国（上海）自由贸易试验区以超过49%的投资比例设立中外合资经营企业或者中外合作经营企业经营国际船舶运输业务。允许船舶登记主体的外商出资比例突破50%的限制，按照有关法律法规以及其它有关规定办理船舶登记业务。港澳台商比照执行。相关管理试行办法另行制定。
2. 允许外商设立独资企业从事国际船舶管理业务。外商可在中国（上海）自由贸易试验区投资设立独资企业经营国际船舶管理业务。港澳台商比照执行。相关管理试行办法另行制定。
3. 与金融、贸易等领域扩大开放做好融合。充分利用好中国（上海）自由贸易试验区在金融、贸易等领域的开放政策与创新做法，做到相关产业融合发展、创新发展，着力发展航运金融、保险、交易、咨询、海事仲裁、港口物流等现代航运服务业。
4. 在中国（上海）自由贸易试验区范围内，探索建立航运领域外商投资准入负面清单管理模式，进一步扩大航运服务业对外开放。不断探索航运领域政策和制度创新措施，充分发挥上海国

际航运中心“先行先试”作用，进一步提高上海国际航运中心综合竞争力。

（二）创新航运政策。

5. 创新多港区联动机制。积极发挥外高桥港区、洋山深水港区、浦东机场国际枢纽港的联动作用，探索形成具有国际竞争力的航运发展制度和运作模式。
6. 实施沿海捎带试点政策。推动中转集拼业务发展，允许中资航运公司利用自有或控股拥有的非五星旗国际航行船舶，先行先试外贸进出口集装箱在国内开放港口与上海港之间（以上海港为中转港）的捎带业务。
7. 创新国际船舶登记制度。充分发挥上海的区域优势，利用中资“方便旗”船税收优惠政策，促进符合条件的船舶在上海落户登记。在“中国洋山港”船舶登记政策的基础上，研究推动建立并实施便捷高效的国际船舶登记制度，简化国际船舶运输经营许可程序，适当放宽登记主体、船龄范围等登记条件，完善船员配备、登记种类、登记收费、船舶航行区域等登记内容，优化船舶营运、检验与登记业务的相关流程，促进符合条件的船舶在上海登记。
8. 支持扩大启运港退税政策试点范围。在现有试点港口和运输企业的基础上，进一步增加积极性高、信誉好的港口和运输企业加入试点，扩大政策效应，充分发挥长江黄金水道作用，增强上海港辐射服务能力。

（三）拓展中心功能。

9. 加快推进国际航运交易发展。加快发展航运运价指数衍生品交易业务。完善监管制度，防范航运金融风险，加强远期运价监管。支持上海开展中国进口干散货、原油等大宗散货运价指数的编制和发布工作。制定船舶交易信息的统计报送制度，支持在上海建立船舶交易信息平台，提供船舶交易信息服务。
10. 完善航运发展基金。支持建立市场导向和政府推动相结合的航运发展股权基金，允许发起人设立股权基金公司。支持航运发展股权基金与有关拆船资金、特许航运经营权等政策相结合使用，重点用于运力结构调整、所有权与经营权分离、航运企业规模化与专业化发展等领域。
11. 加快航运人才、教育、科研发展。支持上海高级国际航运学院发展，建设国际化、开放型、服务型的高端航运人才培养基地。支持上海国际航运研究中心、上海国际航运信息中心的建设和发展，打造具有国际影响力的航运咨询机构。支持上海组合港管委会办公室、上海国际航运中心发展促进会开展有关研究。

（四）提升服务水平。

12. 加快建设现代航运服务功能平台。积极发展航运金融、国际船舶运输、国际船舶管理、国际航运经纪、国际船舶租赁、国际船员管理等产业，研究相关促进政策，探索建立长效推进机制。吸引船舶要素集聚，带动航运信息、船舶融资、船舶保险、海事仲裁等航运服务业发展，增强上海航运市场综合服务功能。
13. 鼓励发展邮轮产业经济。支持筹建邮轮发展基金，促进我国邮轮船队发展，带动航运金融、保险业发展。支持中资方便旗邮轮经批准从事大陆沿海到港澳台的邮轮运输。允许包租外籍邮轮经批准后多航次经营两岸邮轮业务。鼓励中资方便旗邮轮从事以上海为母港的两岸四地邮轮运输业务。支持上海邮轮母港建设，鼓励在上海成立中外合资邮轮公司拓展邮轮业务。
14. 做实“软实力”，提升国际影响力。探索体制机制创新，加强与相关政策的配合，做实抓手，着力提升上海国际航运中心在国际航运规则 and 标准制定、市场规制、信息咨询服务等领域的能力和水平，提高国际市场影响力。鼓励吸引国内外航运组织、相关协会、服务机构和平台落户上海。支持上海中国航海博物馆提升等级，开展文物征集及文化交流等工作。

（五）加强基础设施建设。

15. 积极有序推进港口基础设施建设。加快推进洋山深水港四期工程建设，满足洋山港日益增长的运量需求。加快铁路（包括沪通铁路、沪乍铁路等）、内河集装箱运输基础设施前期工作和建设。提高上海港海铁联运、水水中转等集疏运能力。有序推进干支泊位建设，缓解上海港干支泊位的结构矛盾，优化码头功能配置。加强长江口深水航道疏浚土综合利用，更好地服务上海国际航运中心发展。
16. 引导港口集疏运结构和功能优化。发挥内河、长江水运优势，推进综合运输体系建设，加强外高桥、洋山两港区联动，提高水路运输规模和效率，提升港口水水中转比例，促进上海港可持续发展。支持研究江海直达运输船型标准、管理标准和收费标准，降低江海直达运输成本，鼓励江海直达船舶的推广应用。
17. 加快推进安全绿色航运发展。构建平安海区，着力提高上海港区及周边海域海上人命、财产、环境救助能力和船舶污染防控能力。加强通航水域重要桥梁防撞设施建设，保障重要通道安全、畅通。认真组织实施“阳光引航”，逐步取消海进江内贸船舶强制引航。制定和完善相关技术规范 and 标准，共同促进内河 LNG 燃料动力船舶推广应用。

18. 加强和完善国际海运市场监管机制。授权上海航运交易所承担国际、境内和海峡两岸航运市场的集装箱班轮公司、无船承运人运价备案受理工作，并配合和协助相关部门对运价备案实施检查、监督。进一步发挥船东、港口等有关行业协会在行业自律方面的作用。

三、组织保障

交通运输部和上海市人民政府各有关部门要按照各自职责，密切配合，相互支持，形成合力，切实做好中国（上海）自由贸易试验区总体方案在国际航运领域政策的落实。各相关部门要按照本实施意见确定的目标、任务，结合实际抓紧制订具体实施方案，确保完成各项任务目标。

交通运输部水运局、上海市城乡建设和交通委员会具体负责牵头联系相关工作任务，跟踪研究政策实施过程中出现的新情况、新问题，做好联系与任务推进工作。

中华人民共和国交通运输部

上海市人民政府

2013年9月27日

(中国語原文)

文化部
文市发〔2013〕47号
关于实施中国（上海）自由贸易试验区文化市场管理政策的通知

上海市文化广播影视管理局：

为贯彻落实《国务院关于印发中国（上海）自由贸易试验区总体方案的通知》（国发〔2013〕38号）有关规定，现将中国（上海）自由贸易试验区（以下简称“试验区”）内文化市场管理有关政策调整如下：

一、允许在试验区内设立外资经营的演出经纪机构、演出场所经营单位，为上海市提供服务

- （一）在试验区内设立合资、合作、独资经营演出经纪机构的，应当向上海市文化主管部门提出申请。上海市文化主管部门自收到申请之日起20日内作出决定。
- （二）在试验区内设立合资、合作、独资经营演出场所经营单位的，应当自领取工商营业执照之日起20日内，持上述证照以及消防、卫生部门的批准文件，到上海市文化主管部门备案，领取演出场所经营单位备案证明。
- （三）合资、合作、独资经营的演出经纪机构，在上海市内举办营业性演出活动，应当向上海市文化主管部门提出申请。举办国内文艺表演团体或者演员参加的营业性演出，自受理申请之日起3日内作出决定；举办涉外或者涉港澳台营业性演出，自受理申请之日起20日内作出决定。
- （四）合资、合作、独资经营的演出场所经营单位，在本场所内举办营业性演出活动，应当向上海市文化主管部门提出申请。举办国内文艺表演团体或者演员参加的营业性演出，自受理申请之日起3日内作出决定；举办涉外或者涉港澳台营业性演出，自受理申请之日起20日内作出决定。

二、允许在试验区内设立外资经营的娱乐场所

在试验区内设立合资、合作、独资经营娱乐场所的，应当符合《娱乐场所管理条例》、《娱乐场所管理办法》等法规规章规定的设立条件，向上海市文化主管部门提出申请。上海市文化主管部门自受理申请之日起20日内作出决定。

三、允许外资企业在试验区内从事游戏游艺设备的生产和销售，通过文化主管部门内容审查的游戏游艺设备可面向国内市场销售

- (一) 在试验区内注册的外资企业，在国内销售其生产的游戏游艺设备，应当向上海市文化主管部门提出内容审查申请。上海市文化主管部门自受理申请之日起 20 日内作出决定，通过内容审查的报文化部备案并公示。
- (二) 面向国内销售的游戏游艺设备，不得含有《娱乐场所管理条例》第十三条禁止的内容，游戏游艺设备外观、内容、游戏方法说明应当使用我国通用文字。
- (三) 报文化部备案公布的内容应当包括：游戏游艺设备内容审查批准文件、生产企业名称、设备名称、基本功能和游戏规则、能反映设备外观的图片等基本信息。

四、本通知调整的行政审批事项，适用于在试验区内投资、设立企业的香港特别行政区、澳门特别行政区、台湾地区投资者和在国外居住的中国公民。

特此通知。

文化部
2013年9月29日

(中国語原文)

中国银行业监督管理委员会
银监发〔2013〕40号
关于中国（上海）自由贸易试验区银行业监管有关问题的通知

各银监局，各政策性银行、国有商业银行、股份制商业银行、金融资产管理公司，邮政储蓄银行，银监会直接监管的信托公司、企业集团财务公司、金融租赁公司：

根据党中央、国务院关于建设中国（上海）自由贸易试验区的决定，经国务院同意，现就自贸区内银行业监管有关问题通知如下：

- 一、支持中资银行入区发展。允许全国性中资商业银行、政策性银行、上海本地银行在区内新设分行或专营机构。允许将区内现有银行网点升格为分行或支行。在区内增设或升格的银行分支机构不受年度新增网点计划限制。
- 二、支持区内设立非银行金融公司。支持区内符合条件的大型企业集团设立企业集团财务公司；支持符合条件的发起人在区内申设汽车金融公司、消费金融公司；支持上海辖内信托公司迁址区内发展；支持全国性金融资产管理公司在区内设立分公司；支持金融租赁公司在区内设立专业子公司。
- 三、支持外资银行入区经营。允许符合条件的外资银行在区内设立子行、分行、专营机构和中外合资银行。允许区内外资银行支行升格为分行。研究推进适当缩短区内外资银行代表处升格为分行、以及外资银行分行从事人民币业务的年限要求。
- 四、支持民间资本进入区内银行业。支持符合条件的民营资本在区内设立自担风险的民营银行、金融租赁公司和消费金融公司等金融机构。支持符合条件的民营资本参股与中、外资金金融机构在区内设立中外合资银行。
- 五、鼓励开展跨境投融资服务。支持区内银行业金融机构发展跨境融资业务，包括但不限于大宗商品贸易融资、全供应链贸易融资、离岸船舶融资、现代服务业金融支持、外保内贷、商业票据等。支持区内银行业金融机构推进跨境投资金融服务，包括但不限于跨境并购贷款和项目贷款、内保外贷、跨境资产管理和财富管理业务、房地产信托投资基金等。
- 六、支持区内开展离岸业务。允许符合条件的中资银行在区内开展离岸银行业务。
- 七、简化准入方式。将区内银行分行级以下（不含分行）的机构、高管和部分业务准入事项由事前审批改为事后报告。设立区内银行业准入事项绿色快速通道，建立准入事项限时办理制度，提高准入效率。

八、 完善监管服务体系。支持探索建立符合区内银行业实际的相对独立的银行业监管体制，贴近市场提供监管服务，有效防控风险。建立健全区内银行业特色监测报表体系，探索完善符合区内银行业风险特征的监控指标。优化调整存贷比、流动性等指标的计算口径和监管要求。

2013年9月28日

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。